

奈良県告示第百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十五年六月十四日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
坂根 直志	西口駅前整骨院 橿原市八木町一―九―四	平成二十五年四月十日
上山 浩志	上山鍼灸整骨院 大和高田市神楽三―一―二〇 サンプラザ神楽一―二	平成二十五年五月一日
仲 大和	大和治療院（訪問） 大和高田市東三倉堂町一八―二七	平成二十五年二月一日
中西 隆之	ひのうえ鍼灸整骨院 磯城郡田原本町秦庄四三五―六	平成二十五年四月八日
関谷 真	関谷接骨院 橿原市見瀬町四―四―一〇一	平成二十五年四月十五日
目黒 康二	坂元接骨院 御所市御門町六九五	平成二十五年四月一日